

第13章 公害等の苦情及び紛争の処理

第1節 公害等の苦情の発生及び処理状況

府及び市町村が昭和52年度に取り扱った公害に関する苦情件数は9,195件であり、このうち新規に直接受理した件数は5,925件で、前年度に比して656件（10.0%）の減少となっている（表3-13-1）。

表13-3-1 公害に関する苦情の取扱件数

区 分 年 度	合 計	苦 情 の 受 理 件 数					前年度から の繰越件数
		新 規 直接受理	他 機 関 からの 移 送				
			計	市 町 村 他 府 県	警 察	国 の 機 関	
昭 52	9,195	5,925	16	11	5	—	3,254
51	9,750	6,581	13	11	2	—	3,156

第1 苦情の発生状況

1 公害の種類別苦情件数

昭和52年度に新規に直接受理した苦情を公害の種類別にみると、典型7公害に関する苦情が5,445件で全体の91.9%を占めており、このうち騒音に関するものが2,152件で最も多く全体の36.3%を占め、次いで大気汚染1,716件（29.0%）、悪臭594件（10.0%）、水質汚濁511件（8.6%）、振動464件（7.9%）となっており、前年度に比していずれも減少している（図3-13-1及び表3-13-2）。

図3-13-1 公害の種類別苦情件数の推移

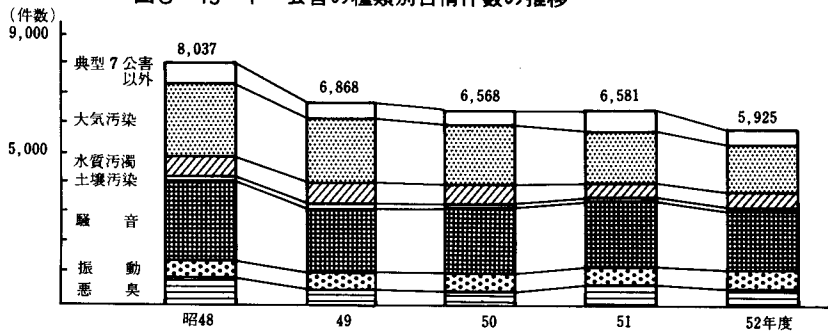


表3-13-2 公害の種類別苦情件数

公害の種類	年度	昭52		51	
	件数	件 数	構 成 比	件 数	構 成 比
典型 7 公 害	大 気 汚 染	1,716	29.0 %	1,775	27.0 %
	水 質 汚 濁	511	8.6	564	8.6
	土 壌 汚 染	7	0.1	10	0.2
	騒 音	2,152	36.3	2,331	35.4
	振 動	464	7.9	549	8.3
	地 盤 沈 下	1	0.0	1	0.0
	悪 臭	594	10.0	693	10.5
	計	5,445	91.9	5,923	90.0
典型7公害以外のもの	日 照 防 害	16	0.3	138	2.1
	電 波 障 害	22	0.4	11	0.2
	廃 棄 物	196	3.3	166	2.5
	そ の 他	246	4.1	343	5.2
	計	480	8.1	658	10.0
合 計		5,925	100.0	6,581	100.0

(注) 2以上の公害の種類に該当するものについては、主たる種類に含め、「典型7公害」と「典型7公害以外のもの」とのいずれにも該当するものについては「典型7公害」欄に計上した(以下表3-13-7について同じ)。

2 発生源の業種別苦情件数

典型7公害に関する苦情を発生源の業種別にみると、「生産工場」と「生産工場以外のもの」では「生産工場」がやや多く、「生産工場」のうちでは鉄鋼・非鉄金属・金属製品製造業が1,112件で最も多く、全体の20.5%を占め、次いで繊維・衣服製造業315件(5.8%)、木材・家具・木製品製造業234件(4.3%)、機械・器具製造業221件(4.1%)となっている。

また、「生産工場以外のもの」では、土木・建築工事が636件で最も多く、全体の11.7%を占め、これに商店・飲食店437件(8.0%)、交通機関141件(2.6%)が続いている(表3-13-3)。

表3-13-3 発生源の業種別苦情件数

年度 公害の種類 発生源の業種		昭 52							51			
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	合計		合計	
									件数	構成比 [%]	件数	構成比 [%]
生産工場	食料品	51	17	—	51	2	—	26	147	2.7 [%]	219	3.7 [%]
	繊維・衣服	100	40	—	132	21	—	22	315	5.8	321	5.4
	木材・家具・木製品	133	3	1	78	6	—	13	234	4.3	222	3.8
	パルプ・紙製品	22	10	—	36	3	—	12	83	1.5	118	2.0
	石油・化学製品	84	24	1	31	2	—	45	187	3.4	197	3.3
	ゴム・皮革製品	15	—	—	10	4	—	13	42	0.8	53	0.9
	窯業・土石製品	40	5	—	26	5	—	2	78	1.4	76	1.3
	鉄鋼・非鉄金属製品	294	68	2	482	176	—	90	1,112	20.5	1,288	21.8
	機械・器具	55	13	—	102	19	—	32	221	4.1	216	3.6
	その他	111	27	—	114	33	—	38	323	5.9	375	6.3
計	905	207	4	1,062	271	—	293	2,742	50.4	3,085	52.1	
生産工場以外	修理工場	46	16	—	39	2	—	22	125	2.3	122	2.1
	土木・建築工事	173	9	—	327	115	—	12	636	11.7	602	10.2
	交通機関	7	4	—	85	43	—	2	141	2.6	178	3.0
	牧畜・養豚・養鶏場	6	10	—	—	—	—	35	51	0.9	64	1.1
	下水・清掃事業	9	12	—	5	2	—	13	41	0.8	68	1.1
	娯楽遊興 スポーツ施設	5	3	—	30	1	—	6	45	0.8	43	0.7
	一般家庭	26	19	—	45	—	—	14	104	1.9	164	2.8
	鉱業	—	3	—	1	—	—	—	4	0.1	3	0.1
	商店・飲食店	95	16	—	283	6	—	37	437	8.0	470	7.9
	事務所	19	4	—	22	—	1	12	58	1.1	79	1.3
その他	364	88	2	245	21	—	122	842	15.4	701	11.8	
不明	61	120	1	8	3	—	26	219	4.0	344	5.8	
計	811	304	3	1,090	193	1	301	2,703	49.6	2,838	47.9	
合計	1,716	511	7	2,152	464	1	594	5,445	100.0	5,923	100.0	

3 被害の地域別苦情件数

典型7公害に関する苦情の申立てを都市計画法による用途地域別にみると、住居地域における苦情件数が1,877件と最も多く、全体の34.5%を占め、住居専用地域を含めた住居系地域では2,755件と全体の約半数(50.6%)に達している。このほか、準工業地域、工業地域、工業専用地域の工業系地域が1,788件(32.9%)、近隣商業地域、商業地域の商業系地域が594件(10.9%)となっている(表3-13-4)。

表3-13-4 被害の地域別苦情件数

年度 公害の種類 被害地域の特性		昭 52								51			
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	合計		合計		
									件数	構成比%	件数	構成比%	
都市計画法による都市計画区域	第1種住居専用地域	21	15	—	61	3	—	21	121	2.2	104	1.7	
	第2種住居専用地域	194	89	—	350	42	—	82	757	13.9	820	13.8	
	住居地域	589	134	1	784	171	—	198	1,877	34.5	2,226	37.6	
	小計	804	238	1	1,195	216	—	301	2,755	50.6	3,150	53.1	
	近隣商業地域	34	8	—	88	10	—	14	154	2.8	166	2.8	
	商業地域	105	9	—	216	41	—	69	440	8.1	430	7.3	
	小計	139	17	—	304	51	—	83	594	10.9	596	10.1	
	準工業地域	500	121	3	456	135	1	124	1,340	24.7	1,402	27.3	
	工業地域	161	24	—	124	52	—	59	420	7.7	420	7.1	
	工業専用地域	17	5	—	3	—	—	3	28	0.5	35	0.6	
	小計	678	150	3	583	187	1	186	1,788	32.9	1,857	31.4	
	その他	95	105	3	69	10	—	24	306	5.6	312	5.3	
	計	1,716	510	7	2,151	464	1	594	5,443	100.0	5,915	99.9	
都市計画区域以外の区域	—	1	—	1	—	—	—	2	0.0	8	0.1		
合計	1,716	511	7	2,152	464	1	594	5,445	100.0	5,923	100.0		

4 被害の種類別苦情件数

典型7公害に関する苦情を被害の種類別にみると、感覚的・心理的な被害（うるさい・臭い・不快などで心身の健康を害するに至らない程度のもの）が4,002件で最も多く、全体の73.5%を占め、次いで健康に対する被害671件（12.3%）、財産に対する被害517件（9.5%）となっている（表3-13-5）。

表3-13-5 被害の種類別苦情件数

被害の種類		年度		昭 52							51			
		公害の種類		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	合計		件数	構成比
		件数	構成比											
健康		335	17	—	189	29	—	101	671	12.3	733	12.4		
財産		381	20	4	19	87	1	5	517	9.5	504	8.5		
動物・植物		26	136	3	—	—	—	1	166	3.1	139	2.4		
感覚的・心理的		948	297	—	1,929	344	—	484	4,002	73.5	4,391	74.1		
その他		26	41	—	15	4	—	3	89	1.6	156	2.6		
合計	件数	1,716	511	7	2,152	464	1	594	5,445	—	5,923	—		
	構成比	31.5	9.4	0.1	39.6	8.5	0.0	10.9	—	100.0	—	100.0		

(注) 2以上の被害の種類に該当するときは、より重大と思われる被害の種類に計上した。

第2 苦情の処理状況

昭和52年度に府及び市町村が取り扱った公害に関する苦情のうち、解決（直接処理）したものは6,395件で、取扱件数9,195件の69.5%を占め、前年度に比して6%の増加となっている（表3-13-6）。

これを処理内容別にみると、府・市町村の措置又は説明に納得したものが1,143件と最も多く、全体の17.9%を占め、次いで防除施設の設置・改善1,132件（17.7%）、作業の停・廃止、行為の中止870件（13.6%）、生産工程・作業方法の改善763件（11.9%）となっている（表3-13-7）。

また、府警察機関における苦情の処理状況及び公害関係事犯検挙状況はそれぞれ表3-13-8及び表3-13-9のとおりであり、農水産業関係の苦情の処理状況は表3-13-10のとおりである。

表3-13-6 苦情処理件数

年度	合計	処 理 件 数						その他 翌年度へ 繰越等
		解決 (直接処理)	他 機 関 へ 移 送					
			計	市 他	町 府	村 県	警 察	
昭52	9,195	6,395	126	51	46	2	27	2,674
51	9,750	6,202	162	33	19	50	60	3,386

表3-13-7 処理内容別苦情処理件数

公害の種類 処理内容	典 型 7 公 害									典 型 7 公 害 以外 の 情 形	合 計	
	大汚染	気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	計		件数	構成比 [%]
工場等移転	53	3	—	77	33	—	10	176	3	179	2.8	
作業停・廃止 行為の中止	486	16	—	159	47	—	81	789	81	870	13.6	
防除施設の設置・改善	404	88	2	412	99	—	110	1,115	17	1,132	17.7	
機械施設の移転	12	—	—	20	2	—	4	38	—	38	0.6	
機械施設の改善	60	15	—	160	32	—	17	284	5	289	4.5	
故障の修理復旧	33	33	—	15	3	—	11	95	5	100	1.6	
生産工程・作業方法 の改善	269	26	1	286	67	—	100	749	14	763	11.9	
作業時間の変更	33	2	—	178	32	—	11	256	2	258	4.0	
原因物質の除去等	33	77	2	15	—	—	16	143	105	248	3.9	
府・市町村の措置 又は説明に納得	308	67	1	436	130	—	105	1,047	96	1,143	17.9	
当事者間で解決	24	10	—	114	31	—	—	179	40	219	3.4	
そ の 他	258	143	—	417	88	—	140	1,046	110	1,156	18.1	
合 計	1,973	480	6	2,289	564	—	605	5,917	478	6,395	100.0	

(注) 前年度からの繰越分を含む。

表3-13-8 府警察機関における公害関係苦情処理状況（昭和52年）

区分		公害の種類	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	廃棄物等	合計
処理	説諭等		74	20	1,312	6	41	224	1,580
	行政引継ぎ (通報)		21	28	70	4	84	124	304
合計			95	48	1,382	10	125	224	1,884

(注) 1 交通公害を除く。

2 「説諭等」とは警察において「話し合い」、「警告」及び「検挙」により解決したものをいう。

表3-13-9 公害関係事犯検挙状況（昭和52年）

公害の種類	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	悪臭	廃棄物等	合計
検挙件数	5	37	18	14	202	276

表3-13-10 農水産業の苦情処理状況（昭和52年度）

(1) 農業関係

公害の種類	発生原因	受理年月日	被害対象	被害場所	被害状況 (苦情内容)	措置
水質汚濁	工場排水	昭 51. 8. 17	野菜	貝塚市瀬小	野菜の生育障害 (亜鉛)	現地調査及び土壌分析の結果、亜鉛による被害と判定し、土壌改良剤、堆肥の投入及び深耕、客土の対策を指導、完了。
水質汚濁	埋立地からの浸出水	52. 4. 5	水稲	枚方市東香里	水稲への生育障害のおそれ (ニッケル)	現地調査及び土壌分析の結果、ニッケルの含有量がやや高かったので土壌改良剤の投入及び水路の変更を指示、完了。
水質汚濁	施設排水	52. 5. 26	農作物	富田林市大字佐備	農作物への生育障害のおそれ	現地調査及び水質分析の結果、農業用水取入口では特に問題なし、完了。
水質汚濁	養豚場排水	52. 6. 27	農作物	富田林市大字佐備	農作物への生育障害のおそれ	現地調査及び水質分析の結果、全窒素が高いことが判明したので畜産排水の処理施設の設置及び農業用水の取り入れ方法を指導。
水質汚濁	工場排水	52. 6. 29	水稲	松原市西大塚	水稲枯死	現地調査及び土壌、玄米分析の結果、有機排水による被害と判定し排水処理施設の設置及び障害対策試験を指導、完了。
水質汚濁	家庭排水	52. 7. 6	水稲	熊取町大久保	水稲への生育障害のおそれ	水質分析の結果、特に問題なし、完了。
水質汚濁	工場排水	52. 7. 12	水稲	美原町真福寺	水稲枯死 (有機排水及び酸性水)	現地調査及び土壌分析の結果、有機排水及び酸性水による被害と判定し、土壌改良剤、石灰、堆肥の投入を指示、完了。
水質汚濁	土砂堆積場からの浸出水	52. 8. 3	水稲	堺和市田	水稲葉枯れ (水溶性硫黄)	現地調査及び土壌分析の結果、水溶性硫黄による被害と判定し、土壌改良剤の投入及び堆積場からの浸出水が流入しないよう措置することを指示、完了。

公害の種類	発生原因	受 年 月 理 日	被 害 対 象	被害場所	被害状況 (苦情内容)	措 置
水質汚濁	家庭排水	52. 8. 12	水 稲	富田林市 彼 方	水稲への生育 障害のおそれ	水質分析の結果、特に問題なし、 完了。
水質汚濁	工場排水	52. 9. 7	野 菜	美 原 町 太 井	野菜の生育障 害 (銅 ニッケル クロム)	現地調査及び土壌分析の結果、銅、 ニッケル、クロムによる被害と判 定し、土壌改良剤の投入、客土の 実施を指導。具体策については現 在検討中。
水質汚濁	工場排水	52. 9. 19	水 稲	高 石 市 取 石	水稲葉枯れ (ホウ素)	現地調査及び土壌分析の結果、ホ ウ素の被害と判定し、苦土石灰、 堆肥の投入及び水のかけ流しを指 示。
大気汚染	不 明	52. 12. 16	みかん	堺 市 北 田 中	温州みかんの 果実の褐変壊 死	現地調査及び葉果実分析の結果、 原因不明。

(2) 水産関係

発 生 原 因	受 理 年 月 日	被 害 対 象	被害場所	被害状況	措 置
水質汚濁	昭52. 5. 2	魚	東大阪市	へい死	
水質汚濁	52. 6. 4	魚	柏原市	へい死	
水質汚濁	52. 10. 7	魚	大東市	へい死	
水質汚濁	52. 11. 8	魚	茨木市	へい死	

第2節 公害紛争の処理

第1 公害審査会の運営

公害審査会制度は、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）に基づき、国にあっては公害等調整委員会、都道府県にあっては都道府県公害審査会を設置して、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭に関する紛争をあっせん、調停、仲裁及び裁定（裁定は公害等調整委員会のみ）の手続により、迅速かつ適正な解決を図ろうとするものである。

府は、昭和45年11月、公害紛争処理法の施行と同時に、附属機関に関する条例（昭和27年大阪府条例第39号）に基づく大阪府公害審査会を設置し、現在、公害問題に造りかけの深い大学教授、弁護士など15名の委員によりその紛争の解決に当たっている。

第2 紛争の処理状況

府公害審査会における昭和52年度末までの公害紛争に係る調停等の受理件数は27件、終結件数は14件である。このうち昭和52年度中における取扱件数は、前年度からの繰越し10件、新規受理5件の、合計15件でこれらについて紛争の調停の手続を進めてきた結果、2件が終結した（表3-13-11及び表3-13-12）。

表3-13-11 公害紛争の取扱状況

（昭和53年3月31日現在）

年度	件数	受理件数	終結件数	翌年度への繰越件数
昭45～49		16	7	9
50		4	3	10
51		2	2	10
52		5	2	13
合計		27	14	—

表3-13-12 公害紛争の処理（終結）概要（昭和52年度）

事件の表示及び担当委員の氏名	申請区分	申請等年月日	手続開催回数
<p>昭和51年（調）第2号（大淀区プレス工場）事件</p> <p>（大阪市大淀区におけるプレス工場から発生する騒音・振動による家屋被害に対する損害賠償請求）</p> <p>調停委員 俵 静夫 ㊟</p> <p>木 俣 正 夫</p> <p>小 室 直 人</p>	調 停	<p>申請 昭51. 11. 5</p> <p>受理 51. 11. 26</p> <p>終結 52. 6. 29</p>	<p>昭和51年度 5回</p> <p>52年度 4回</p> <p>合 計 9回</p>
<p>昭和51年（調）第1号（下味原鉄道橋）事件</p> <p>（大阪市天王寺区における近鉄奈良線及び大阪線から発生する騒音及び振動に対する防止対策等の請求）</p> <p>調停委員 田 中 良太郎 ㊟</p> <p>大 川 立 夫</p> <p>俵 静 夫</p>	調 停	<p>申請 昭51. 9. 3</p> <p>受理 51. 9. 24</p> <p>終結 53. 3. 9</p>	<p>昭和51年度 6回</p> <p>52年度 8回</p> <p>合 計 14回</p>

申 請 の 概 要	終 結 の 概 要
<p>家屋被害の損害賠償として500万円の支払を求める。</p>	<p>調停成立</p> <p>(1) 相手方は解決金として合計100万円を申請人らに支払う。</p> <p>(2) 相手方は申請人らの健康、生活環境を害することのないよう今後も努力する。</p> <p>(3) 本件調停に関して要した費用は相手方の負担とする。</p>
<p>(1) 鉄道橋の橋桁及び橋台をコンクリートに架け替えること。</p> <p>(2) 道床部分に3mの間隔ごとに、15mの深さに達するまで直径500mmのコンクリートパイルを打つこと。</p> <p>(3) 建物のひび割れをすべて補修すること。</p> <p>(4) 建物北側及び西側の各窓に防音処置を施すこと。</p> <p>(5) 建物北側に防音壁を設けること。</p>	<p>打切り</p> <p>(理由)</p> <p>当事者双方に歩み寄りが見られず合意の見込みがないと認められるため。</p>